平成２８年（フ）第２４号
静岡県沼津市東椎路1660番地の１　市営中尾団地Ｊ３―104
債務者　永田ひろ子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長橋　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３４号
静岡県熱海市下多賀1054番地の１　３号
債務者　菅原　貴広
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原島　年央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４３号
兵庫県尼崎市稲葉元町２丁目４番13号、前住所兵庫県伊丹市池尻２丁目318番地の13
債務者　南　耕一郎
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
長崎県長崎市西小島２丁目７番27―302号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷1378番地１　コーポレオ103
債務者　貝屋　哲朗
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　一代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１０号
愛知県刈谷市築地町１丁目38番地１　シャトレベール青山406号
債務者　西村　雅博
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
愛知県岡崎市岩津町字新城35番地　市営岩津住宅２―206
債務者　戎順子こと　辛　　順子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６号
和歌山県田辺市明洋１丁目３番７号
債務者　大川工務店こと　大川　要次
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第４７号
釧路市弥生１丁目11番31号
債務者　間山　博文
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第９号
千葉県旭市神宮寺3670番地２
債務者　林　　政志
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第６１号
静岡県沼津市下香貫楊原530番地の32
債務者　稲木ゆかり
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３７号
埼玉県桶川市大字上日出谷723番地の６
債務者　細井　佳和
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７５号
さいたま市緑区東浦和５丁目26番地10　ルミナス東浦和211、破産申立時の住所さいたま市緑区大字大間木706番地１　セレナハイム106
債務者　小松田弘基
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１８２号
さいたま市中央区桜丘１丁目５番20号
債務者　川口　健二
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７８号
埼玉県草加市住吉２丁目５番９号　Ｊ・ＨＡＮＫ草加帝都自動車交通草加寮204号
債務者　土井　俊生
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８６号
埼玉県草加市弁天２丁目14番30号　第３天野マンション103号、旧住所茨城県龍ケ崎市南が丘５丁目５番地３
債務者　三河　貞夫
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第９４６号
千葉県市川市市川３丁目21番17号
債務者　仁ノ平俊之
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３５号
千葉市美浜区高浜４丁目２番８棟507号
債務者　髙橋　ツギ
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係